一　解除に係る保安林の所在場所　三重県志摩市磯部町恵利原字上ノ館端一一七の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を三重県庁及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県名張市滝之原字南前三一一五の三、三一一七の三、三一一七の四、三一二五の三、字大坂二七六八の八、二七七八の四、字穴川二八七四の一二、二八七五の一、二八七六の一〇、二八七六の一一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第二千五百九十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市鴨庄字白方四五八五の四〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第二千五百九十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道古平郡古平町大字港町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町港一一八二の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第二千五百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十七年八月十八日農林省告示第千四百六十九号（一及び二に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福岡県築上郡上毛町大字西友枝二一〇の一、二一〇の二、三七二八の一から三七二八の三まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第千七号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第5170号 | 小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び吸気併用式以外のもの） | TV—40 | 東洋物産株式会社 | 東京都渋谷区神宮前一丁目17番5号 |

**○関東地方整備局告示第四百二十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百三十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 山梨県南都留郡鳴沢村字藤和田二五九四番一から同村大棟ノ木二五七四番まで | 前 | 九・八メートル～一一・九メートル | 〇・一三三キロメートル |
| | 後 | 一〇・七メートル～三九・五メートル | 〇・一三三キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第四百二十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百三十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 富士吉田市上暮地三丁目三〇一一番一から同市上暮地五丁目五一〇八番一まで | 前 | 八・五メートル～二〇・四メートル | 一・一三八キロメートル |
| | 後 | 八・五メートル～二九・八メートル | 一・一三八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第四百二十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四号 | 越谷市大成町六丁目六七番一から同市大成町六丁目六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局北首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年十月八日